

指定居宅介護支援事業所 ところの苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人端午会が所沢市内に設置する居宅介護支援事業所（以下「事業者」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、事業者の介護支援専門員又はその他の従事者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 事業の実施にあたっては、事業所の介護支援専門員等は、要介護者の心身の特性、その置かれている環境等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

(2) 事業の実施にあたっては、その利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、利用者の選択に基づき適切な福祉サービス及び、保健医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。

(3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

(4) 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、介護保険施設等並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業者の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 居宅介護支援事業所 ところの苑

(2) 所在地 所沢市久米1538-9

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (介護支援専門員兼務)

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行い、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援業務を行い、要介護者等の心身の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(3) 事務職員 1名 (常勤等1名、特別養護老人ホームと兼務)

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日(ただし、祝祭日及び12月31日から1月3日までを除く。)

(2) 営業時間 午前8:30から午後5:30までとする。

(3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者から利用料を徴収しないものとする。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容などの情報を提供し、サービスの選択を求めるとともに、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者へ提供し、サービス事業者等

との連絡調整を行う。また、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介等の便宜を提供する。これらの相談支援の場所については、要介護高齢者の現に住まう自宅等訪問を主に、その他、高齢者の親族等の事情を勘案し、事業所への来所相談にて対応する。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者などとの連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも月1回は居宅を訪問して面接するとともに、月1回はモニタリングの結果を記録することにより、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

(3) 課題の分析について使用する課題分析票は「MDS-HC方式」、「包括的自立支援プログラム(三団体ケアプラン策定研究会方式)」、「居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会方式)」の他、「23項目を網羅した事業所のアセスメント表」のいずれかを用いる。

(4) 介護支援専門員は、サービス担当者会議等を当該事業所や要介護高齢者の自宅等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(5) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者及びその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した、公共交通機関を利用した場合の交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、所沢市全域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情対応・ハラスメント対応)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス等に対する利用者及びその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、事実関係の調査の実施等、事業所の介護支援専門員等に対するハラスメントに対しては契約に基づく居宅介護支援の停止等、その他の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。
また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施。

(2) 事業所の従業者に対し、特別養護老人ホームところの苑で設置する虐待防止のための委員会等に参画し、職員への研修、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の所在地自治体等への通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、虐待防止のための検討委員会等は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して事業所内外の研修の機会を確保するものとし、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合においては複名を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上（虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等）

(3) 介護支援専門員資格を継続する為の資格更新研修 適宜

(4) 主任介護支援専門員にあつては更新研修受講の為に必要な研修 適宜

(5) 感染症に関する研修 年2回以上

2 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人端午会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまんえん防止に努め、併設事業所の感染防止に関する会議、感染対策の為に委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を策定し感染症の蔓延の状況に応じた対策を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日改正し施行する。

この規定は、平成23年1月21日改正し施行する。

この規定は、平成24年4月1日改正し施行する。

この規定は、平成25年4月8日改正し施行する。

この規定は、平成28年9月26日改正し施行する。

この規定は、令和3年6月16日改正し施行する。

この規定は、令和5年4月1日改正し施行する。

この規定は、令和5年9月9日改正し施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。